

日本経済は2四半期ぶりのマイナス成長

ポイント① 2四半期ぶりのマイナス成長

5月16日に発表された2024年1-3月期の日本GDP（国内総生産）統計によると、実質GDPは前期比▲0.5%、年率換算で▲2.0%と2四半期ぶりのマイナス成長となりました。また、需要項目別の前期比実質増減率を見ると、個人消費は▲0.7%、設備投資は▲0.8%、輸出が▲5.0%、輸入が▲3.4%と総じて弱い結果でした。国内自動車メーカーの大幅減産や、一部サービス輸出における前期からの反動減が全体を押し下げました。一方で、昨年度の補正予算が着実に進んだ公共投資は+3.1%と3四半期ぶりのプラスとなりました。

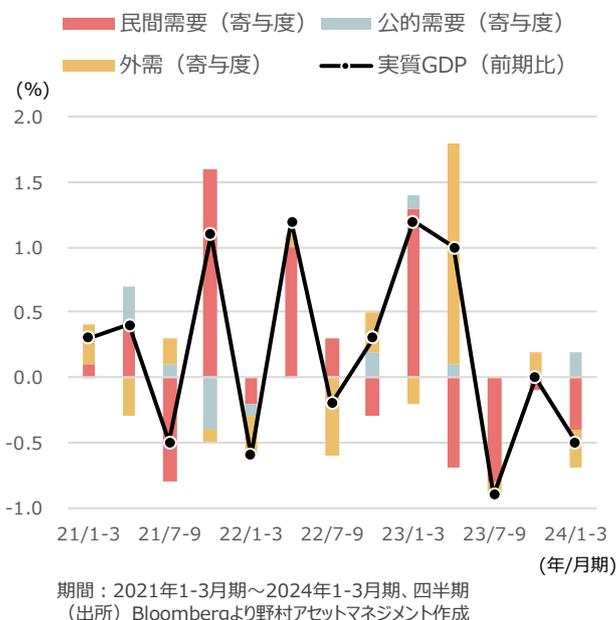
ポイント② GDPデフレーターは2期連続鈍化

1-3月期のGDPデフレーターは、前年同期比+3.6%と2四半期連続で上昇率が鈍化しました。輸入物価の上昇や人件費の増加といったコスト増加分の価格転嫁は継続しており、6四半期連続で前年同期比ではプラスとなっています。5月使用分をもって電気・都市ガス料金の補助政策が終了することで、物価の上昇圧力になると考えられます。

ポイント③ 今後は回復に期待

4-6月期は自動車生産の挽回が複数の項目の押し上げに寄与すると考えられます。今後の個人消費においては、春闘（春季労使交渉）における賃上げや6月の定額減税の効果が夏にかけて期待されます。今後、足元での円安一服が続き、上述した物価上昇圧力などを吸収して全体の物価上昇が落ち着いていけば、実質賃金の改善が進み、日本経済の回復が期待されます。

日本の実質GDP成長率と主要需要項目の寄与度



日本のGDPデフレーター



重要イベント

- 5月24日 全国・消費者物価指数 (4月)
- 5月31日 鉱工業生産 (4月)

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■ 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■ 投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2024年5月現在

ご購入時手数料 《上限3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限2.222%（税込み）》	投資家はその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。